

【対象となる方】

住家の全壊、半壊により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒

※支給は現物支給となります。

※被害状況の判断は、被害状況調査によるものとします。

【支給対象品目】

- ① 教科書(教育委員会の承認を受けている準教科書等の教材)
- ② 文房具
- ③ 通学用品
- ④ その他の学用品・運動靴、体操着、ハーモニカなどの楽器等

【申請手続き】

在籍する学校を経由して、申請書の提出が必要となります。

【問い合わせ先】

教育総務課 学務係

0964-32-1907 (直通)

0964-32-1111 (内線1326・1328)